

[事案 22-98] 入院給付金請求

・平成 23 年 2 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

メニエール症候群の治療のため入院治療を受けたが、入院日数の一部しか入院給付金が支払われないことを不服とし申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 3 月上旬から 92 日間、A クリニックに入院しメニエール症候群の治療を受け、疾病契約に基づき疾病入院給付金の支払いを求めたところ、4 月 10 日以降の入院分は、特約約款で規定されている「入院」には該当しないとして入院当初の 32 日分しか入院給付金が支払われなかった。

入院給付金の支払対象にならなかった入院期間についても、担当医が入院治療が必要と認め、医師の管理下にて治療したものであり、納得できないので、全入院期間分の入院給付金を支払って欲しい。

<保険会社の主張>

申立人の入院について、入院証明書(診断書)等にもとづいて確認のうえ当社約款に規定する「入院」の定義に該当するか検討した結果、すでに入院給付金を支払っている 32 日間以外の入院期間 60 日間については、下記のとおり、療法、申立人の容態、外泊状況等に照らして、約款に定める「入院」に該当しないので、入院給付金の追加支払いの請求には応じられない。

- (1)平成 22 年 4 月上旬以降ほぼ 1 週間ごとに外泊を継続していること、本件入院前後に認められる容態などに照らせば、遅くとも外泊の定期的な継続と認められる同年 4 月 10 日以降の段階では、既に容態として入院を必要とする状況にあったとは認められない。
- (2)本件入院で採られた療法のうち、薬物療法はいずれも外来による通院治療で足り、安静臥床についても、遅くとも同年 4 月 10 日以降の段階では、入院を必要とするものではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された書類にもとづいて、申立人の入院が、約款規程の入院に該当するかどうかについて審理を行った結果、下記により「入院給付金の支払要件となる入院」と判断することは困難であるため、本件申立内容を認める理由がないとして、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関業務規程第 37 条を適用して、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件入院中の治療内容は、主治医作成の「病状についてのまとめ」等によると、「めまい時臥床」の他は薬物療法であったことが認められ、本件の薬物療法は、外来通院でも可能といえ、薬物療法のために入院の必要性があったとは認められない。
- (2)めまいの症状が重い場合には、入院の必要性を認めることができるが、申立人のめまいの程度について見ると、4 月中の症状として、「病状についてのまとめ」では、「めまい

程度は軽減」と記載されている。また、申立人は、4月上旬から退院するまでの間、定期的に外泊しており、めまいの症状が、定期的に軽減するとは通常考えられないことからすると、少なくとも外泊を始めた頃のめまいの程度は、外泊を意図すればいつでも外泊できる程度であったと認められる。

- (3) メニエール症候群の一般的な入院期間は、平均の在院日数で7日とされており、それを超えると一般的に長期の入院と看做される特定入院期間は13日とされている。
- (4) なお、「入院・手術証明書」には合併症として「心室性期外収縮」と記載され、「病状についてのまとめ」によれば、ホルター心電図検査を行い、薬物療法がなされているが、ホルター心電図検査は携帯型の心電計を使用する検査であることから入院して行う必要はなく、薬物療法も同様と言える。従って、心室性期外収縮のための入院の必要性も認められない。